

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(特恵関税等を適用する場合の取扱い)	(特恵関税等を適用する場合の取扱い)
8 の 2—1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 62 条の 10 において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。	8 の 2—1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 62 条の 10 において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。
(1) 受理審における取扱い	(1) 受理審における取扱い
受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。	受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。
イ 特恵関税等適用停止の有無の確認	イ 特恵関税等適用停止の有無の確認
当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認	当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認
ロ 原産地証明書の有無についての確認	ロ 原産地証明書についての確認
当該輸入申告等に係る物品が令第 27 条第 1 項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第 1 項の規定による原産地証明書（規則別紙様式第 1 に定める様式のもの。その英文によるものの例は、	当該輸入申告等に係る物品が令第 27 条第 1 項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第 1 項の規定による原産地証明書（規則別紙様式第 1 に定める様式のもの。その英文によるものの例は、

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
Certificate of Origin (P—8210) が添付されているか否か、添付されていない場合には、令第 28 条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認	Certificate of Origin (P—8210) が添付されているか否か、 <u>更に、当該証明書が添付されているときは、令第 27 条第 4 項に規定する正当な発給機関により発給されたものであるか否か、令第 29 条に定める有効期間内のものであるか否か（有効期間内のものでないときは、同条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否か）、及びその記載事項、また当該証明書が添付されていないときは、令第 28 条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認</u>
<p>ハ <u>添付証明書の有無についての確認</u></p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域（以下この節において「特恵受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令 30 条第 1 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 2 に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」（P—8220））が添付されていることの確認</p>	<p>ハ <u>自国関与品に関する確認</u></p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域（以下この節において「特恵受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合には、令 30 条第 1 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 2 に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」（P—8220））が添付されていること及びその記載事項の確認</p>
<p>ニ <u>累積加工・製造証明書の有無についての確認</u></p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項の規定により特恵受</p>	<p>ニ <u>累積原産品に関する確認</u></p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項の規定により特恵受</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>益國の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第 30 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 3 に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」（P—8230））が添付されていることの確認</p> <p>ホ～～（省略）</p>	<p>益國の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第 30 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 3 に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」（P—8230））が添付されていること及びその記載事項の確認</p>
<p>（原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い）</p> <p>8 の 2—6</p> <p>(1) 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、特恵関税等を適用することはできない。なお、記載における不備の有無にかかわらず、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、特恵関税等を適用することはできないことに留意する。</p>	<p>（原産地証明書の有効性の認定）</p> <p>8 の 2—6 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りでない。</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 原産地証明書の各欄（後記 8 の 2—13 の(1)及び 8 の 2—14 に該当しないときは、「4. 公用欄」を除く。）に必要事項が記載され、かつ、発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること（なお、発給機関が税関以外の機関である場合には、別に事務連絡する発給機関の名称及び印影により取り扱うこと。）。</p>	<p>(1) 原産地証明書の各欄（後記 8 の 2—13 の(1)及び 8 の 2—14 に該当しないときは、「4. 公用欄」を除く。）に必要事項が記載され、かつ、発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること（なお、発給機関が税関以外の機関である場合には、別に事務連絡する発給機関の名称及び印影により取り扱うこと。）。</p>
<p>ロ <u>令第 29 条ただし書に規定する税関長の承認を受けている場合を除き、同条に定める有効期間内のものであること。</u></p>	
<p>ハ <u>原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。</u></p>	

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ニ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、  <u>それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされて</u>  <u>いる等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされているこ</u>  <u>と。</u></p>	
<p>ホ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合には、当該  <u>証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と表示される等再発給さ</u>  <u>れたものであることが明らかに表示されていること。</u>  <u>なお、再発給された原産地証明書の発給年月日は、当初の原産地</u>  <u>証明書が発給された日付であるので、令第 29 条《原産地証明書の有</u>  <u>効期間》の規定の適用に当たり留意する。</u></p>	
<p>ヘ 輸入物品が令第 31 条第 1 項第 3 号に該当する物品である場合にお  <u>いて、特恵受益国における発給の際に“PROVISIONAL”又は</u>  <u>“PROVISOIRE”の文字が表示された原産地証明書については、当該</u>  <u>物品の非原産国から本邦への輸出の際に当該特恵受益国における原</u>  <u>産地証明書発給機関により、これらの文字が抹消されていること。</u>  <u>この場合には、当該発給機関の修正印等に留意する。</u></p>	

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 原産地証明書の記載事項に不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下、「軽微な誤り」という）である場合には、特恵関税等を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。</p> <p>ロ 原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。</p> <p>ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官と協議の上、</p>	<p>(2) 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>イ 原産地証明書の「8. 原産地基準」の欄に記載された税番（以下本節において「記載税番」という。なお、税番は、当該原産地証明書に係る輸入物品が令第 26 条第 1 項第 2 号《実質的な変更を加える加工又は製造により生産された物品》に掲げる物品である場合に限り、記載されることになっているので、留意する。）と、輸入物品に実際に適用されるべき税番（以下本節において「適用税番」という。）とが異なつても次のいずれかの場合に該当するとき。</p> <p>（イ）記載税番に属する物品と適用税番に属する物品のいずれもが、規則別表の中欄に掲げられており、かつ、同表の下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、当該条件が非原産品割合により規定されている場合には、当該輸入物品の原材料のうち当該輸入物品を生産した国又は地域（以下「生産国」という。）以外の国又は地域（当該輸入物品が累積原産品である場合には、令第 26 条第 3 項に規程する東南アジア諸国を除く。）において生産されたもの（以下「非原産原材料」という。）の属する税番（2 以上の税番にわたる場合を含む。）が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>処理するものとする。</u></p>	<p><u>る場合に限る。</u></p>
<p>ニ <u>原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特恵基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、H S 番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外はその原産地証明書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、その原産地証明書は有効として取り扱う。</u></p>	<p>(ロ) <u>当該輸入物品の通常の製造方法から推定される当該輸入物品の原材料の税番が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入物品の適用税番に属する物品及び記載税番に属する物品のいずれもが規則別表の中欄に掲げる物品に該当しない場合。</u></p>
<p>ホ <u>文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であつて、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。</u></p>	<p>(ハ) <u>上記(イ)及び(ロ)以外の場合であつて、当該輸入物品に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該物品の適用税番に属する物品の原産地基準（規則別表の下欄に掲げる加工又は製造に係る条件をいう。）からみて、当該物品が当該原産地証明書を発給した国の原産品と認められるとき。</u></p>
	<p>ロ <u>原産地証明書に記載された数量と輸入物品の数量との間に差がある場合であつても、その差が僅少であるとき。</u></p>
	<p>ハ <u>原産地証明書に記載されている物品の外装の記号、番号等と輸入物品の外装の記号、番号等とが一致しない場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該原産地証明書が当該物品に係るものであることが明らかであるとき。</u></p>
	<p>(イ) <u>当該原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</u></p>
	<p>(ロ) <u>当該輸入物品が令第 31 条第 1 項第 3 号《非原産国において</u></p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>て一時蔵置され又は博覧会等に出品された貨物》に該当する</u>  <u>物品であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の</u>  <u>税関の監督下において当該輸入物品の外装の記号、番号等が</u>  <u>変えられたことが明らかである場合</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、そ</u>  <u>れぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、</u>  <u>当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(4) 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合には、当該証</u>  <u>明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と表示される等再発給されたも</u>  <u>のであることが明らかに表示されていること。</u>  <u>なお、再発給された原産地証明書の発給年月日は、当初の原産地証明</u>  <u>書が発給された日付であるので、令第 29 条《原産地証明書の有効期間》</u>  <u>の規定の適用に当たり留意する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(5) 輸入物品が令第 31 条第 1 項第 3 号に該当する物品である場合にお</u>  <u>いて、特恵受益国における発給の際に“PROVISIONAL”又は“PROVISOIRE”</u>  <u>の文字が表示された原産地証明書については、当該物品の非原産国から</u>  <u>本邦への輸出の際に当該特恵受益国における原産地証明書発給機関によ</u>  <u>り、これらの文字が抹消されていること。この場合には、当該発給機関</u>  <u>の修正印等に留意する。</u></p>